

「施工体制台帳等活用マニュアル」 の策定について

国土交通省総合政策局建設業課

やまうち ひろし
構造改善係長 山内 洋志



はじめに

今般、「施工体制台帳等活用マニュアル」（以下「マニュアル」という）を策定し、平成15年11月7日、国土交通省総合政策局建設業課長から各都道府県主管部局長等に対して、マニュアルを参考として施工体制台帳等を活用した施工体制の適正化の徹底に取り組むよう通知したところである。

マニュアルは、「現場施工体制等確認の積極的実施について」（平成12年8月31日建設省経入企発第19号）を改定したものであり、マニュアル本文のほか、「施工体制台帳等のチェックリスト」（以下「チェックリスト」という）、「発注者及び許可行政庁における施工体制台帳の活用事例集」（以下「活用事例集」という）から構成される。以下に、マニュアル策定の背景・目的および改定のポイントを示す。



背景・目的

公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図る観点から、情報の公表、不正行為等に対する措置、施工体制の適正化の措置等について定めた、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」とい

う）が施行され、すでに2年以上が経過している。しかしながら、入札契約適正化法および同法に基づき定められた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。以下「入札契約適正化指針」という）により公共工事発注者が行うこととされた措置の実施状況に関する調査結果によれば、

- ・入札契約適正化法において義務付けられている施工体制台帳の写しの発注者への提出について、市区町村においては、提出させている割合が8割弱に留まっている
- ・入札契約適正化指針において措置を講ずるよう努めることとされている現場の施工体制の把握を徹底するための要領の策定について、市区町村においては、策定していない割合が7割以上に及んでいる

など、依然としてその対応の遅れが見られる状況にある。

これら対応が遅れている地方公共団体等においては、マニュアルのチェックリストを参考にし、各発注者が有する契約規定等によって義務付けられる項目等を新たに加えるなど、必要に応じてその充実を図った上で、現場での確認作業の効率化を図るとともに、実際の確認作業に当たっては、活用事例集も参考として、効果的な現場確認を行う必要がある。



3 改定のポイント

マニュアル本文およびチェックリストについては、主に以下の点について改定を行った。

(1) 入札契約適正化法等への対応

入札契約適正化法において、公共工事の受注者が施工体制台帳の写しを発注者へ提出すること、また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所および公衆が見やすい場所に掲げること等が義務付けられており、マニュアル本文やチェックリストにそれらの点を反映させた。

(2) 特に重点的に確認するポイントの明示

現場施工体制等の適正化のため特に重点的に確認すべきポイントとして、技術者の現場専任制の徹底および一括下請負に関する点検の強化を示した。特に、下請業者が元請業者と同業種であって元請業者以上の規模を有する会社である場合（下請業者がそのような同業種会社の子会社である場合を含む）など、十分な点検が必要な場合には、当該業者が請け負った工事の内容や難易度が経営規模や技術力に対して適当であるかをチェックの上、技術者の現場専任制を確認するとともに、技術者への聞き取り等により当該工事に対する実質的な関与について確認する必要があることを示した。

(3) 技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての解釈および確認方法の明示

建設業法第26条第1項および第2項に基づく度重なる通達で、建設工事を請け負う建設業者が現場に置く施工の技術上の管理をつかさどる技術者は、当該建設業者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」を有する必要がある旨、周知徹底していると

ころである。マニュアルにおいては、同条の解釈として、国や地方公共団体等が発注する公共工事における専任の監理技術者または主任技術者については、「恒常的な雇用関係」について、入札申込日以前に3カ月以上の雇用関係が必要であることを明確にするとともに、確認方法を示した。

(4) 技術者の実質的関与についての確認ポイントおよび確認方法の明示

「一括下請負の禁止について」（平成4年12月17日建設省経建発第379号、最終改正平成13年3月30日国総建第82号）において、建設業者が請け負った工事について、全部または主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合および他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合は、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している場合を除き一括下請負に該当するとしており、マニュアルにおいて技術者の実質的関与の確認ポイントを反映させるとともに、確認方法を示した。

また、あわせて、発注者および許可行政庁における施工体制台帳の活用事例を収集し、技術者の専任違反、一括下請負、施工体制台帳作成義務違反等の10のケースについて、施工体制における問題点、問題点を発見したきっかけ、問題点発見後の処理、施工体制台帳の活用方法についてまとめた活用事例集を作成した。

「施工体制台帳等活用マニュアル」は国土交通省ホームページにおいて公表している。アドレスは以下のとおり。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/manual_s_m.htm

前頁に掲載されている国土交通省ホームページに掲載されている内容を抜粋しますので、参考として下さい。

なお、「チェックシート」「活用事例集」等については、ホームページをご参照下さい。

施工体制台帳等活用マニュアル

1. はじめに

(1) 適切な施工体制の確保と現場確認の必要性

適切な施工の確保は、公共工事の品質確保の前提となるものであり、また、適切な施工を行おうとしない不良・不適格業者を放置することは、適正な競争を妨げ、コスト縮減等の支障となるとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害するものである。

このため、各発注者及び許可行政庁においては、許可・入札・契約手続時における厳重なチェックや発注者支援データベースの活用等に努める一方で、実際の施工現場に、適切な体制を組んだ上で、施工体制等の確認に入り、建設業者の技術者配置状況や下請業者使用状況等を具体的にチェックし、適切な是正措置を講ずることが、必要であると考えられる。

しかしながら、「入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果について」(平成15年10月3日国土交通省、総務省、財務省公表。以下、「入札契約適正化措置状況調査」という。)によると、市区町村において施工体制台帳の写しを提出させている割合が8割弱に留まっているという状況にあること等から、今後施工体制の確認のさらなる徹底を図る必要がある。

(2) 現場施工体制の適正化のための現行制度

施工体制の確認のため、従来から建設業法においては、下請契約の請負代金の合計が3,000万円以上(建築一式工事の場合は4,500万円以上)となる工事について、特定建設業者が下請負人の名称や工事内容その他国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し工事現場に備え置くこと、また、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し工事現場の見やすい場所に掲げることが義務付けられている。

さらに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)においては、工事現場における適正な施工体制の確保のため、公共工事の受注者が施工体制台帳の写しを発注者へ提出すること、また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられている。一方、公共工事の発注者に対しても、施工体制台帳を活用した点検その他の必要な措置を講じることが義務付けられている。

【施工体制台帳や施工体系図の作成等を行う際の指針については「施工体制台帳の作成等について」(平成13年3月30日付国総建第84号)参照】

2. 現場施工体制等の適正化のために確認すべき事項

(1) 現場施工体制等の確認に当たってのチェックポイント

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定)においては、発注者は、現場の施工体制の把握を徹底するため要領の策定等により統一的な監督の実施に努めるものとされている。

しかしながら、入札契約適正化措置状況調査によれば、市区町村において要領を策定していない割合が7割以上に及ぶ状況にあること等から、例えば、別添1のチェックポイントを参考にして、各発注者が有する契約規定等によって義務付けられる項目等を新たに加えるなど、必要に応じその充実を図った上で施工体制台帳等のチェックリストを作成し、現場での確認作業の効率化を図ることが適当である。また、実際の確認作業に当たっては、別添2の活用事例も参考として、効果的な現場確認を行う必要がある。

なお、平成13年3月30日の建設業法施行規則の改正により、同年10月1日以降に契約された公共工事については、施工体制台帳の添付書類である下請契約書について2次以下の下請金額についても記載することが義務付けられており、これらの情報の活用により適正な施工の確保、一括下請負等不正行為の排除の徹底を図ることが望ましい。

(2) 特に重点的に確認すべきポイント

現場施工体制の適正化を確保するための基本的事項として、特に、次の2点について、重点的に確認を行う必要がある。特に、下請会社が元請会社の子会社であるなど、特殊な関係にある場合には、徹底した確認を行うこととする。

また、必要に応じて監督業務の一部を外部機関に委託するなどの措置を行うことにより、発注者の監督体制を強化することが望ましい。

① 技術者の現場専任制の徹底

専任を要する主任技術者及び監理技術者に対して、工事現場への抜き打ちの点検を行うなどして現場専任制の確認を徹底する。また、監理技術者資格者証の提示を求め、その者があらかじめ通知された配置予定監理技術者と同一であることを確認するとともに、資格者証が偽造されたものではないことのほか、請負業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する。

② 一括下請負に関する点検の強化

現場の施工体制が施工体制台帳（契約書等の添付書類を含む）や施工体系図に記載された内容と相違ないか確認する。

また、下請業者が元請業者と同業種であって元請業者以上の規模を有する会社である場合（下請業者がそのような同業種会社の子会社である場合を含む）など十分な点検が必要な場合には、建設業者が請負った工事の内容や難易度が当該業者の経営規模や技術力に対して適当であるかをチェックの上、①により技術者の現場専任制を確認するとともに、技術者への聞き取り等により当該工事に対する実質的な関与について確認する。

【一括下請負に該当するか否かの判断基準等については、「一括下請負の禁止について」（平成13年3月30日付国総建第82号）参照】

3. 施工体制等の確認に当たっての留意事項

(1) 現場確認の体制

現場施工体制等の確認においては、技術者配置状況、下請業者使用状況等確認範囲が広範に及ぶとともに、その確認結果についても許可、工事成績評定等に適切に反映させる必要がある。このため、確認の実施に当たっては、通常の監督・検査手続きにとどまらず、関係部局の緊密な連携のもと、効果的かつ効率的な確認体制を組むことが望ましい。

(2) 許可行政機関間の相互連携

現場施工体制等の確認の結果、建設業法等に違反しているおそれのある建設業者が、自らの許可にかからないものである場合には、当該建設業者に対し自らは是正を求め一方で、当該建設業者の許可行政機関に連絡し、連絡を受けた許可行政機関においても、当該建設業者に対し必要な報告聴取等を実施した上で、厳正に対処するなど、許可行政機関が相互に連携して、不良・不適格業者の排除に努めていくことが望ましい。

(3) 入札契約適正化法に基づく発注者と許可行政機関の連携

入札契約適正化法の規定に基づき、公共工事の発注者は、一括下請負等不正行為があると疑うに足りる事実があるときは、許可行政機関に通知しなければならないとされている。許可行政機関においては、発注者から通知を受けた事案等に対して工事現場への立入検査等を行い、不良・不適格業者の排除のより一層の推進を図ることが望ましい。

国土交通省においては、平成14年度から許可部局に「施工体制等調査指導班」を設置し、大臣許可業者を対象とした工事現場への立入検査等に鋭意取り組んでいるところであり、都道府県や市町村等からの通知に対しても積極的に対応していくこととしている。

(4) 建設業法違反等への対処

現場施工体制等の確認の結果、建設業法等への違反が認められた場合には、早急に是正措置を講ずるとともに、当該違反が悪質である場合は、建設業法に基づく監督処分を行う等により厳格な措置を講ずることとする。さらに、各発注者の成績評定等に適切に反映するなど、不良・不適格業者の排除に向けた万全の対策をとることが望ましい。

総合評価落札方式の手引き・事例集 の改訂について

(前)国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター
建設マネジメント技術研究室主任研究官

おおつき えいじ
大槻 英治



はじめに

総合評価落札方式(以下、「本方式」)は、公共工事の発注に当たって性能等の向上や工事価格以外のコスト削減等に関する技術提案を募集し、価格とともに提案内容を評価することによって、総合的に最もコストパフォーマンスの優れた提案を行った企業を落札者として選ぶ新しい入札・契約方式です。

本方式は、これまで一般的に行われてきた一定の仕様に基づいた価格競争によって落札者を決定する方式とは異なり、価格と技術の両面からの総合的な評価によって落札者を決定するため、民間企業の持つ優れた技術提案を活用して、国民の多様なニーズに対応した社会資本の最適な調達を図るとともに建設分野での積極的な技術開発や一層の品質向上を促進する方式として期待されています。



「手引き・事例集(案)」の改訂

建設マネジメント技術研究室(以下、「本研究室」)では、試行が始まった平成11年度より、試行事例の調査・分析を通じて、本方式の導入効果や課題をとりまとめ、地方整備局等における円滑な試行実施を支援するフィードバックを行って

ます。

平成14年度には、本方式の大幅な適用(試行)拡大が図られた結果、13年度までの合計の10倍を超える450件の工事に本方式が適用されました。このような試行拡大に伴い、当時の発注担当者からは本方式の基本的な考え方や具体的な手続きの流れをわかりやすくとりまとめた資料が強く求められていたため、本研究室では、平成13年度までの試行事例を踏まえた解説を関連法制度等の資料とともにとりまとめて、平成14年7月に「公共工事における総合評価落札方式の手引き・事例集(第1集案)」(以下、「手引き第1集」)として各地方整備局等に配布しました。また、手引き第1集は、説明会等における資料として活用を図るとともに、地方公共団体や民間企業等の方からの問い合わせが多く寄せられたため、研究室のホームページにおいて公開しました。

国土交通省では、最適調達と技術開発促進を目指し、平成15年度も14年度と同程度の工事において本方式の試行を進めています。また、15年度から取り組まれている「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」では、調達の最適化に向けた具体的施策の一つとして、「総合評価落札方式については、積極的な活用を進めるとともに、地方公共団体への普及を図るため、事例集の作成等環境を整備する」ことを掲げています。特に、手引き第1集を公表後、地方公共団体の方から、公

共工事の品質の向上やより一層コストパフォーマンスの高い社会インフラ整備を目指して、本方式の適用や導入検討されるなかで、本研究室にお問い合わせをいただくことが増えてきました。

そこで、本研究室では、本方式のより幅広い公共工事への適用促進を支援するために、手引き・事例集（案）の改訂を実施いたしました。

(1) 改訂のポイント

本研究室では、改訂のポイントとして以下の3点を設定しました。

① 最新の事例で情報を更新する

平成14年度に実施された450件の工事に基づいて事例等の更新を図り、14年度から適用された標準的な技術評価割合を設定する方法等を踏まえた解説とする。

② より参照しやすい分析・解説付き情報を提示する

工事条件等に応じて推奨される評価項目や、評価項目毎に設定する必要のある評価の指標、検証方法について、留意点等を加えた解説を行う。

③ 初心者にとって見やすく使いやすい構成とする

発注担当者が「項目の選定」「技術評価の方法」等といった実施段階に応じて随時引用できるような構成を採用するとともに、関連事項、参照文献等の引用が簡単にできるような構成とする。

(2) 手引き・事例集（改訂第2集案）の構成

前述のポイントを踏まえ、「公共工事における総合評価落札方式の手引き・事例集（改訂第2集案）」（以下、「手引き改訂2集」）では、本方式の理解～導入検討～実際の適用といった実務担当者の利用段階に応じて必要な情報を簡単に参照できるようにと考え、

- 1) 本方式の特徴や評価の方法、発注手続きの流れ、適用上の留意点といった概要
- 2) 評価方法の設定、技術提案の審査・評価・履行検証内容等の実施手順のポイント
- 3) 実績をもとに、工事特性や条件に応じた

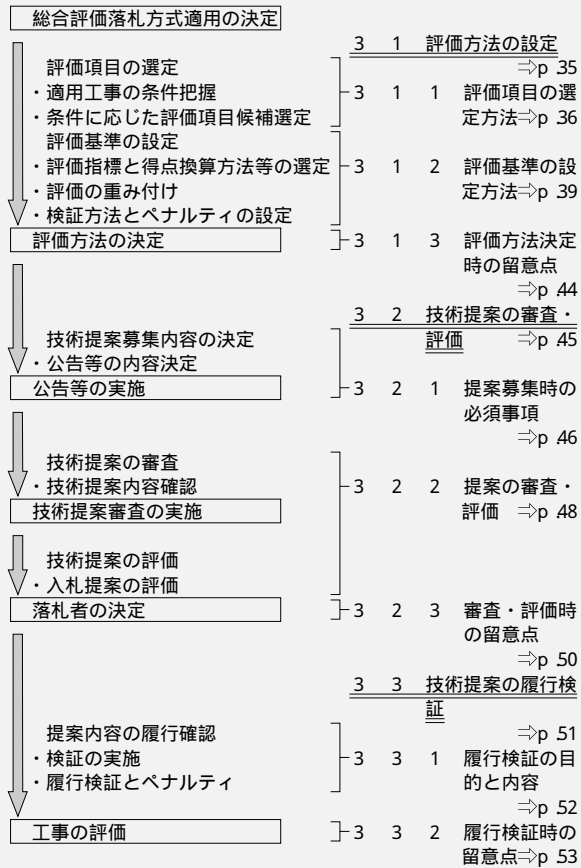
工事種別・工事場所別の推奨評価項目、評価項目の設定実績、評価指標とペナルティの設定例を示した事例集

4) 標準ガイドラインと解説、関連法制度、本方式に関するQ&Aなどの参考資料という構成をとりました。手引き改訂2集は、第1集案と併せて国総研のHPに公開しています。（URL <http://www.nilim.go.jp/lab/peg/index.htm>）

[手引き改訂第2集の構成]	
公共工事における総合評価落札方式の手引き・事例集 (改訂第2集案) 目次	
1.	はじめに p. 1
2.	総合評価落札方式の概要 p. 2
2 1	総合評価落札方式の試行に至る経緯 p. 2
2 2	総合評価落札方式の特徴 p. 4
2 3	評価項目と評価の方法 p. 6
2 4	総合評価落札方式による発注手続きの流れ p. 27
2 5	総合評価落札方式の適用上の留意点 p. 31
3.	具体的な実施手順とポイント p. 33
3 1	評価方法の設定 p. 35
3 1 1	評価項目の選定方法 p. 36
3 1 2	評価基準の設定方法 p. 39
3 1 3	評価方法決定時の留意点 p. 44
3 2	技術提案の審査・評価 p. 45
3 2 1	提案募集時の必須事項 p. 46
3 2 2	提案の審査・評価 p. 48
3 2 3	審査・評価時の留意点 p. 50
3 3	技術提案の履行検証 p. 51
3 3 1	履行検証の目的と内容 p. 52
3 3 2	履行検証時の留意点 p. 53
4.	事例集 p. 54
4 1	事例分析図表
4 1 1	工事種別 推奨評価項目表 p. 55
4 1 2	工事場所 推奨評価項目表 p. 56
4 1 3	工事場所別 評価項目設定実績 p. 57
4 1 4	事業別の評価項目 評価指標一覧と 評価項目 評価指標・ペナルティ設 定例 p. 65
4 2	総合評価の設定例
4 2 1	入札公告等における総合評価の記載 例 p. 102
5.	参考資料 p. 108
5 1	「標準ガイドライン」と解説 p. 108
5 2	関連法制度 p. 134
(1)参考:	標準ガイドライン(全文) p. 134
(2)参考:	総合評価の実施に伴う手続きについて (通達) p. 140
(3)参考:	工事に関する入札に係る総合評価落札方 式の性能等の評価について(通達) p. 146
(4)参考:	一般競争入札方式における入札時 VE 方 式の試行について(通達) p. 149
(5)参考:	公募型指名競争入札方式における入札時 VE方式の試行について(通達) p. 154
(6)参考:	公共工事の入札及び契約の適正化の促進 に関する法律施行令 p. 159
(7)参考:	地方自治法施行令の一部を改正する政令 の施行について(通知) p. 164
5 3	Q&A p. 167
5 4	手引き・事例集に関する問い合わせ先等 p. 187

[手引き改訂 2 集での記載例① p 34
~ 実施手順と対比した手引き構成の説明 ~]

総合評価の実施手順と本章での記述



[手引き改訂 2 集での記載例② p 36
~ 本文における対応箇所の参照 ~]

3 1 1 評価項目の選定方法

評価項目は、当該工事の目的、内容に応じて事業上の必要性等の観点から設定する。
具体的な評価項目を設定する場合には、その項目は当該工事の契約においてその内容が担保できるものに限るものとし、担保できないものは評価項目の対象としないものとする。

- ・評価の対象となる事項、すなわち、評価項目の選定にあたっては、工事特性や場所等を考慮した上で、発注者として技術提案によって性能等の向上を求めることが重要な事項を選定することが必要です。
- ・また、本方式を適用する場合の評価項目となる事項について、包括協議で限定列挙されていますので、まず、選定した評価項目が包括協議で列挙された事項に含まれるものであることを確認してください。

参考【2 3 (1)評価項目】 p.6
参考【5 1 「標準ガイドライン」と解説】第 2 III 評価基準 p.119

- ・なお、必要に応じて、技術提案によって期待される性能等の向上の水準、性能等の向上に対する社会的ニーズ、確実な評価および検証の可否等を考慮して評価項目の候補を検討してください。(本冊子では、評価項目を幅広く検討する方法として、1)工事種別、2)実施場所、3)特殊条件の3条件について工事特性を分析し、技術提案を募集するのに相応しい評価項目の候補を選定する方法を次ページ(p.37)で紹介しています。また、地元要望や、事業実施にあたっての経緯等を考慮するなど、性能等の向上に対する社会的なニーズを反映して評価項目の候補を検討して下さい。)

参考【5 3 Q&A】 p.167

- ・そして、技術提案を募集することにより期待される性能等の向上の水準や、性能等の向上に対する社会的ニーズを検討して、評価項目を選定してください。
- ・なお、評価項目としては、性能等に関する評価項目とその他コストに関する評価項目があり、それぞれに必須評価項目と必須以外評価項目があります。それぞれについて、以下を参照してください。

- 性能等に関する必須評価項目 【2 3(2)(a)】 p.8
- 性能等に関する必須以外評価項目 【2 3(2)(b)】 p.14
- その他コスト 【2 3(2)(d)】 p.21

- ・評価項目によって、設定する技術評価割合の算定方法や必要とされる精度等に違いがあるため、評価項目の候補の選定にあたっては、次項でのべる評価基準の設定が適切に実施可能かどうかについても検討が必要です。

[手引き改訂 2 集での記載例③ p 55 ~ 工事種別ごとの評価項目候補の選定資料 ~]

4 1 1 工事種別 推奨評価項目表

大項目	中項目	小項目	土木工事一般	道路工事一般			河川工事一般			特殊工事	建築	設備一般								
				AS舗装	鋼橋上部工	維持修繕	築堤工事	排水機場、水樋	しゅんせつ			プレストレスト・コンクリ	法面処理	電気設備	暖冷房衛生設備	機械設備	通信設備	受変電設備		
総合的なコストに関する項目	ライフサイクルコスト	維持管理費																		
		更新費																		
工事的物の性能、機能に関する事項	①性能・機能	その他																		
		補償費等																		
		初期性能の持続性(騒音低減)																		
		強度																		
		耐久性																		
		安定性																		
		美観																		
		供用性(透水性)																		
		騒音																		
		振動																		
社会的要請に関する事項	①環境の維持	粉塵																		
		悪臭																		
		水質汚濁																		
		地盤沈下																		
		土壌汚染																		
		景観(大気汚染)																		
		(生活環境)																		
		(生態系)																		
		規制車線数																		
		②交通の確保	規制時間																	
③特別な安全対策	ネットワーク																			
	災害復旧																			
	安全対策の良否(被災リスク)																			
	④省資源対策又はリサイクル対策	省資源対策																		
リサイクルの良否																				
効率																				

凡例 : 項目の候補として重要
: 条件を考慮して評価項目の候補として検討



総合評価落札方式の普及・拡大 に向けたさらなる取り組み

「手引き・事例集」の1, 2集は、本方式の導入検討や実施に当たって発注担当者を支援することを主な目的としたものですが、今後、本方式を普及していくためには、本方式の特長、メリット等を幅広い方々に理解いただくため、よりわかりやすく説明する資料が求められていることがわかりました。

特に、本方式の名称や内容に初めてふれる方に対して、もっと簡単に本方式の概要やメリットを把握できるような情報提供の方法が必要であるとの声が、地方整備局や地方公共団体の方から寄せられました。

そこで、本研究室では、本方式の普及を支援する方策として、新たに①パンフレット、②小冊子を作成することとしました。

①はA4判8ページ程度で本方式の特徴、メリットと導入に当たっての留意点に内容を絞った説明資料です。一方、②は同20ページ程度で、本方式の概要と実施手順のポイント（手引き改訂2集の第2章、第3章）についてとりまとめたものです。

①、②の資料とも、幅広い方々の利用を想定して、一般的な用語と平易な表現をできるだけ用いることに留意しています。

パンフレットや小冊子については、今後、手引きと組み合わせることにより、

ア) 本方式を耳にするのは初めてといった方

- 本方式の特長をまとめたパンフレット
- イ) 本方式の適用を検討するため手続きや適用条件を簡潔に理解したい方
- 手引き内容をコンパクト化した小冊子
- ウ) 具体工事を対象に評価方法等を検討されている方
- 手引き・事例集（第2集）

という形で、説明を必要とされる方の本方式に対する予備知識や、必要とする情報に応じて説明等の際、適切に活用されることを想定しています。

このように、的確かつ段階的に情報を提供することにより理解を深めていただくことが、より多くの方に本方式をご理解いただき、幅広い公共工事において活用されることに繋がるものと考えています。

パンフレット、小冊子については、建設マネジメント研究室だけでなく、地方整備局等においても地方公共団体などの関係者の方々に本方式を理解していただき、また、実際の公共工事への適用をご検討いただくための説明資料として活用される予定です。



おわりに

総合評価落札方式の普及・拡大とあわせて、コスト構造改革プログラムの推進をはかるべく、手引き等については引き続き改良を重ねていく予定です。また、より積極的な技術提案を促す総合評価の方法についても検討を進めていく予定です。